

家庭における省エネ支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、兵庫県内の住宅におけるエネルギー利用の効率化を促進するため、公益財団法人ひょうご環境創造協会（以下「協会」という。）が、予算の範囲内において、補助対象機器設置費用の一部を補助する「家庭における省エネ支援事業補助金」（以下「補助金」という。）の交付に関して必要な事項を定める。

(補助対象者)

第2条 この要綱に基づき補助金の交付の申請ができる者（以下「申請者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 自らが居住し兵庫県内に所在する既築住宅（平成26年3月31日以前に新築した住宅で、賃貸住宅及び店舗・事務所等との併用住宅は除く。以下同じ。）に補助対象機器を設置した者。
- (2) 太陽光発電システムを新設する者、既に設置している太陽光発電システムに新たに蓄電システムを新設する者、又は蓄電システムと太陽光発電システムを同時に新設する者で、いずれも効果的に太陽光発電電力の自家消費量を増加させる者。
- (3) 協会が実施する「うちエコ診断」の趣旨を理解し、その診断を受診した者。

(補助対象機器の要件)

第3条 補助対象となる機器の要件は、別記1に該当する機器とする。

(補助対象経費及び補助金額)

第4条 補助対象経費及び補助金額は、別記2のとおりとする。

(補助金の交付申請及び請求)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、補助対象機器の設置後において補助金交付申請書兼請求書（様式1）に下記書類を添付して、協会がその指定をする期間までに提出するものとする。

- (1) 補助金にかかる誓約書（様式2）
- (2) 既築住宅の建築年月日等が確認できる「登記事項証明書」の写し
- (3) 補助金振込口座登録用紙（様式3）
- (4) 設置機器リスト兼領収内訳書（様式4）
- (5) 補助対象機器が含まれる「領収証」の写し
- (6) 設置した蓄電システムは国が令和2年度以降実施する補助事業における補助対象システムとして、パッケージ型番が登録されている箇所の写し
- (7) 設置した太陽光発電システムの「事業計画認定通知書」、「電力受給契約内容のお知らせ」の写し
- (8) うちエコ診断受診申込書及びうちエコ診断日程調整票（ただし、令和2年4月1日以降にうちエコ診断を既に受診しているときは、不要。）
- (9) 補助対象機器の設置が確認できる写真
蓄電システム設置後の蓄電池部、電力変換装置及び太陽光発電システムのモジ

ュール、パワーコンディショナー等の設置が確認できる写真

(10) その他協会が必要と認めるもの

(補助金の交付決定及び支払)

第6条 協会は、前条の規定による補助金交付申請書兼請求書を受け取った後、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、交付の条件に適合すると認められたときは、うちエコ診断受診後に交付すべき額を決定し、補助金交付決定通知書（様式5）を補助事業者に通知し補助金を支払うものとする。

- 2 協会は、前項の通知に際して必要な条件を付することができる。
- 3 協会は、第1項の規定により補助事業者に対して補助金の支払をするときは、補助事業者が提出した申請書類に添付された、補助金振込口座登録用紙に記載された補助金振込先に振り込むものとする。

(補助事業の承継)

第7条 協会は、補助事業者について相続等により補助事業を行う者が変更される場合において、その変更により事業を承継する者が当該補助事業を継続して実施しようとするときは、補助事業承継承認申請書（様式6）を提出させることにより、その者が補助金の交付に係る変更前の補助事業を行う者の地位を承継する旨の承認を行うことができる。

(交付決定の取消し等)

第8条 協会は、次の各号の一に該当する場合には、第6条第1項の交付の決定の全部もしくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 補助事業者が、法令、本要綱に基づく協会の処分又は指示に違反した場合。
- (2) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合。
- (3) 補助事業者が、補助事業に関して不正、その他不適当な行為をした場合。
- 2 協会は、第1項に基づく取消し、又は変更をしたときは、速やかに補助事業者に通知するものとする。
- 3 協会は、第1項の規定により取消した場合において、当該取消しに係る部分に関して既に補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を請求するものとする。
- 4 補助事業者は、第3項の補助金の返還の請求を受けた場合、返還期限までに補助金の返還を行わなければならない。

(取得財産等の管理等)

第9条 補助事業者は、補助金の交付により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産」という。）については、6年以上善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

- 2 協会は、補助事業者が取得財産を処分することにより収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部もしくは一部を協会に納付させることができる。

(個人情報の取扱い)

第10条 協会は、補助事業の実施にあたって知り得た個人情報については、本補助事業の実施にかかる目的にのみ使用する。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関する必要な事項は協会が別に定める。

附則

この要綱は、平成27年7月1日から施行する。

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

この要綱は、平成29年7月1日から施行する。

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別記1（第3条関係）

（1）補助対象機器の要件

- 未使用品であり、リース品でないもの。
- 太陽光発電システムは、一般財団法人電気安全環境研究所の認証等を受けたものであり、発電出力が3kW以上10kW未満であること。
- 蓄電システムは、国が令和2年度以降実施する補助事業における補助対象システムとしてパッケージ型番が登録されていること。
- 太陽光発電システムは、電力系統に連系できること。また、新設する場合には、令和3年4月1日以降に認定を受けた機器に限る。

（2）補助対象機器の設置

令和3年4月1日から令和4年2月28日の間に設置が完了した機器とする。

別記2（第4条関係）

補助対象経費及び補助金額

（1）太陽光発電システム

補助対象機器	内 容	補助金額
太陽光発電モジュール、パワーコンディショナ一	既築住宅に太陽光発電システムを設置したときで、発電出力が3kW以上10kW未満のもの	定額6万円

（2）蓄電システム

補助対象機器	内 容	補助金額
蓄電池部、電力変換装置	国が令和2年度以降実施する補助事業における補助対象システムとして、パッケージ型番が登録されているもの	定額4万円

（3）蓄電システムと太陽光発電システムの同時設置

補助対象機器	内 容	補助金額
蓄電池部、電力変換装置 太陽光発電モジュール、パワーコンディショナ一	(1)及び(2)の内容に該当する機器	定額10万円

※1 補助対象経費は、機器購入費とし、機器設置工事費用、セットアップ費用、諸経費、消費税及び地方消費税は補助対象としない。

※2 他の補助を同時に受けることは可能であるが、申請者の負担額を上回らない額

を限度に補助する。